

雇用に不安を感じたら迷わず組合へ相談を

かいな

全日本金属情報機器  
労働組合(JMIU)  
日本アイビーエム支部  
東京都港区赤坂2丁目20の6  
川瀬ビル5F TEL-03-3583-9037  
FAX. : 03-5562-0853

定価 月 500円

民間企業、国、地方公  
共団体は、「障害者の雇  
用の促進等に関する法律」  
に基づき、法定雇用率に  
相当する数以上の障害者  
を雇用しなければならな  
いとされています。56人  
以上規模の民間企業では、  
1・8%とされています。

組合は、実態を調査す  
るため厚生労働省に情報  
開示請求を行いました。  
その結果、日本IBM  
は下記表のとおり、2年  
連続で障害者の法定雇用  
率を達成せず、社会的責  
任を果たしていない実態  
が明らかになりました。



1月24日、組合は会社  
と中央団交を行い、「2  
011年12月期賞与」に  
ついて交渉し、「PBC  
低評価」へ抗議しました。  
組合は、本来会社が從  
業員へ支払うべき賞与の  
うち、GDPによつて搾  
取された分の返還を求め  
ています。

これまでの団体交渉で、  
組合は会社が返還しやす  
いような様々なアイデア  
を提案してきました。こ  
れに対し会社は毎回「検  
討する」と言いながらも  
「それはできない」と回  
答してきました。

今回の会社回答も「ど  
こができるか」と言う部分  
は、「要求があれば検討  
をする」と、前回までと  
同じ内容であり、組合は  
強く抗議しました。

組合は「売上げ減少の  
中で、利益を増やすため  
の会社施策リストラ」  
を危惧していることを伝  
えました。

### 中央団交報告

## 目標達成しても低評価 成果主義のPBCに抗議

### 法定障害者雇用率 2年連続未達成

実績が重要であるとの姿勢に終始しました。

#### PBC低評価への抗議

組合は、PBC評価は  
法律で定められている障害者雇用率を、  
2年連続で達成できなか  
ったことは人事の怠慢で  
あると指摘しました。(4  
面記事参照)

これに對して、会社は  
「それは部分的なものだ。  
組合に言われるまでも無  
く、大事なことであると  
認識している」と回答し  
ました。

#### 内容より実施回数重視?

なぜ評価4なのかな?

これからの抗議に對して、  
会社は「上司の恣意的評  
価についてはラインと話  
合し合えるばよい。相対  
評価でPBCの結果は決  
まる。ゆえに、低評価の  
人には高評価の人を蹴落と  
せばよいことになる」と  
回答しました。

今後も組合は全従業員  
の賃金に関わるPBCに  
ついて追求し、低評価に  
抗議し続けるとともに、  
PBCの廃止を求めてい  
きます。

厚生労働省では、障害者雇用促進法に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求めています。

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を雇用しなければならないとされています。56人以上規模の民間企業では、1・8%とされています。

組合は、実態を調査するため厚生労働省に情報開示請求を行いました。

その結果、日本IBMは下記表のとおり、2年連続で障害者の法定雇用率を達成せず、社会的責任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

その結果、日本IBM

は下記表のとおり、2年

連続で障害者の法定雇用

率を達成せず、社会的責

任を果たしていない実態

が明らかになりました。

組合は、実態を調査す

るため厚生労働省に情報

開示請求を行いました。

乗務員（Aさん）の雇止め裁判の判決が言い渡されました。裁判で当時の上司の退職勧奨が違法と認定され、JALと上司に感謝料20万円ずつ（合計40万円）の支払いが命じられました。

I BM退職強要・人権侵害裁判では、執拗な退職勧奨が違法とはいえないと認定され、対照的な判決内容となりました。

昨年10月31日に東京地裁で日本航空（JAL）の短期契約客室乗務員（Aさん）の雇止め裁判の判決が言い渡されました。裁判で当時の上司の退職勧奨が違法と認定され、JALと上司に感謝料20万円ずつ（合計40万円）の支払いが命じられました。

I BM退職強要・人権侵害裁判では、執拗な退職勧奨が違法とはいえないと認定され、対照的な判決内容となりました。

このJAの雇止め裁判はマスコミで大きく話題になっている146人の正社員の整理解雇裁判とは別の裁判です。しかし根っこは同じで、経営再建を迫られたJAがアピールするために必要なない人員削減を强行し、正社員は整理解雇・短期契約社員（T年契約）は雇止めにしたというものです。

Aさんは雇止め通知を受ける前に、上司から執拗に退職強要も受けているのです。

## JAL裁判 退職勧奨 不当さ鮮明に

のでした。

それに対して、IBM

退職強要・人権侵害裁判

の判決は、退職勧奨が違

法になるためのハードル

を異様に高く設定してい

ます。判決文では社員が

雇止め「このままだと低評価

を受け、賞与は減額され、

不利

利益を深く理解させる

ため」あるいは「真摯に

検討したか確認し、更

に「再検討や翻意を促す

ため」、退職勧奨を繰返

すことを容認しています。

またその結果、社員が不

満足感や苛立ち等を感じた

とき、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に

関与したライン自身も提

訴の対象となりうること

を追記しておきます。

分を鵜呑みにして、これ

らを事実とは認定せず、

違法性を否定しました。

このようにIBM退職

強要・人権侵害裁判の判

決は他の退職強要裁判と

比べても、特異な裁判官

による異様な会社側に偏

った不当なものでした。

この不当な判決を覆すべ

く、組合と原告4人は1

月10日に東京高裁に控訴

しました。会社の退職強

要攻撃を跳ね返すために

も、IBM退職強要・人

権侵害裁判へのご支援を

よろしくお願いします。

また今後、退職強要が

発生した場合は、JA

裁判と同様、退職強要に